

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について

平成27年8月28日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
雇用均等政策課

この度、厚生労働省では、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の一部改正を予定しております。

つきましては、別添の概要に関して御意見の募集をいたしますので、御意見がございましたら、下記により御提出ください。

記

1. 意見公募期間

平成27年8月28日（金）～ 平成27年9月26日（土）

2. 御意見の提出方法

御意見には理由を付して、「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見」と明記の上、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由。）。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3502-6762

厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課 法規係あて

※電話による御意見の受付は致しかねますので、御了承ください。

(3) 郵送の場合

下記住所に上記募集期間内必着にてお送りください。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課 法規係あて

3. 御意見の提出上の注意点

提出いただく御意見は日本語に限ります。

氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所

在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記してください。提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のため利用します。

また、お寄せいただいた御意見の内容については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

以上